

産業建設委員会 会議録

=====
日 時 令和2年2月25日（火曜日）
午前10時開会、午後0時47分閉会
場 所 第4委員会室

日 程

- 1 開 会

 - 2 委員長挨拶

 - 3 協議事項
(1) 都市産業部関係について
(2) 建設部関係について

 - 4 その他

 - 5 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長	勝田	達也
副委員長	小坂	博
委 員	内田	卓男
委 員	柏村	忠志
委 員	寺内	充
委 員	矢口	清
委 員	柳澤	明
委 員	平石	勝司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（12名）

都市産業部長	塚本	隆行
建設部長	岡田	美徳
商工観光課長	皆藤	秀宏
農林水産課長	室町	和徳
都市計画課長	佐々木	啓

建築指導課長	坂本	憲一
道路課長	草間	正志
住宅営繕課長	櫻井	良哉
下水道課長	和田	利昭
公園街路課長	浅岡	武徳
水道課長	黒須	清一
農業委員会事務局長	下村	浩

事務局職員出席者 川上 勇二

傍聴者 0名

○**勝田委員長** おはようございます。ただ今から産業建設委員会を始めさせていただきます。柏村議員は、少し遅れるそうです。それでは早速、協議事項に入らせていただきます。3月定例会上程議案等について、初めにアの令和2年度土浦市一般会計、特別会計の予算案について、商工観光課から順次説明をお願いいたします。

○**皆藤商工観光課長** 別添資料1の1ページをお願いいたします。水郷筑波サイクリング環境整備事業でございます。この事業の目的は、つくば霞ヶ浦りんりんロード等の本市サイクリング環境のPRを図りまして、交流人口の拡大と地域の活性化を図るものでございます。来年度の事業ですが、商工観光課、政策企画課、連携を図りながら事業を実施したいと考えているところでございます。事業の内訳で、商工観光課の事業としましては、サイクルツーリズム事業、サイクリストの優待店事業、ルート案内設置事業等でございます。県や周辺市町村と連携を図りながら広域的な事業として実施してまいりたいと考えております。続きまして、2ページの方をお願いいたします。わくわく茨城生活実現事業でございます。この事業は、東京圏への一極集中の是正を図りまして、地域の担い手不足対策のため、地方創生推進交付金を活用し、移住及び新規就業者の創出を図ることを目的としております。事業内容といたしましては、東京23区在住者、又は東京圏在住で、東京23区へ通勤している方が、茨城県がマッチング支援対象とした中小企業等への新規就業する方に、交付金を支給するというものです。来年度につきましては、単身移住者2名、世帯では2世帯分を計上したところでした。この事業の推進を図り定住人口の増加と中心市街地の活性化を図っていきたいと考えているところです。続きまして、3ページをお願いいたします。中心市街地開業支援事業でございます。この事業につきましては、中心市街地に開業しようとする新規事業者に対しまして、家賃又は改装費の一部を補助することにより、起業機会を創出し、まちで働く人・活動する人を増やすことで、中心市街地の活性化を図るというものでございます。令和元年度にですね、開業時の改装費の制度を、新たに創設したものでございます。この事業を推進することにより、賑わいのある商店街の形成、また、街中の魅力度向上を目指してまいります。続きまして4ページの方をお願いいたします。第89回土浦全国花火競技大会開催事業でございます。今年度の大会につきましては、大会途中の事故により安全確保等に時間を要しましたので、観覧者の帰りの安全確保を考え、プログラムを短縮して開催したところでした。89回大会は、これまで以上に安心安全な大会運営に努めていきたいと考えているところです。事故の原因と対策につきましては、その他のところで報告させていただきます。商工観光課からは以上でございます。

○**室町農林水産課長** 引き続き5ページをお願いいたします。土浦ブランドアッププロジェクト推進事業となります。この事業の目的は、多種多様な農林水産物や加工品をPRすることで、本市のブランド力を底上げし、交流人口の増加とまちの賑わい創出に繋げるものでございます。事業の概要としましては、今年度事業内容欄に記載していますが、土浦ブランドイメージメニューの普及推進事業として、開発した

加工品のレシピを市民に広げるため、料理教室の開催や飲食店舗等でメニュー化されるように取り組むものです。また、3番目の土浦の恵みマルシェでの販売会の実施では、土浦ブランド認定品の販売会を通しまして、土浦ブランドの認知向上を図るものでございます。4番目、販売拠点整備については、土浦ブランド認定品を、認定店で販売できるように取り組む事業でございます。6頁をお願いします。一般地帯土地改良事業となります。この事業は、農道・かんがい排水の整備が主なものです。事業の概要、初めに、1つ目、農道整備については、農道改良工1箇所、農道舗装工1箇所。次に、かんがい排水については1箇所の整備を行うものでございます。私からの説明は以上となります。

○佐々木都市計画課長 同じ資料の7ページをご覧ください。地域公共交通確保維持改善事業でございます。こちらにつきましては、平成29年度に策定いたしました地域公共交通網形成計画に基づきまして、様々な施策を講じているところでございます。次年度につきましては、市全体の公共交通の利便性向上を協議する活性化協議会への負担金の他、赤字バス路線に対する負担金、また、近隣市町村と連携して進めております霞ヶ浦広域運行バス、千代田神立ラインの補助等の他に、公共交通不便地域の解消を目的として、コミュニティバスの試験運行の導入に向けた調査を実施していくというものでございます。8ページをお願いいたします。土浦北インターチェンジ周辺地区利用促進事業でございます。土浦北インターチェンジ周辺地区につきましては、広域交通ネットワークを活かした産業発展を促す拠点として適切な土地利用を図っていくというものでございます。次年度におきましては、周辺地域の土地利用の調査を進めつつ、適地を選定し、地権者の意向を確認し、一方で、企業への働きかけを行っていくものでございます。9ページをお願いいたします。亀城モール整備事業でございます。快適な歩行空間の確保と潤いのある都市空間の形成を目指しまして、第1期については、昨年3月に終了したところです。次年度につきましては、第2期工事、残り1名の地権者との協議を進め、年度内の工事に着手したいと考えております。10ページをお願いいたします。神立駅西口地区土地整理事業でございます。こちらは、かすみがうら市とともに、神立駅周辺地区におきまして、質の高い市街地の形成を目指しているところでございます。次年度につきましては、各種の動線を進めつつ、駅前西通り線等の整備を進めていきたいと考えているところでございます。11ページをお願いいたします。まちなか定住促進支援事業でございますが、こちらは、支援制度を活用しまして、居住人口の増加と中心市街地の活力と賑わいを図るものでございます。次年度は、第二期中心市街地活性化基本計画に基づきまして、賃貸住宅の家賃補助、住宅購入補助に加え、空きビル等への対策として、7月から開始した住宅転用補助を継続して実施したいと考えております。12ページをお願いいたします。スマートインターチェンジ設置可能性検討事業でございます。スマートインターチェンジは、地域住民の利便性向上はもとより、地域経済活性化等、さまざまな効果が期待でき、これまでも、土浦北インターチェンジと桜土浦インターチェンジの中間に設置してはどうかの話

があったと思います。そのような中、スマートインターチェンジの事業化につきましては、整備効果の他に、整備方法が安価であることが、最も重要視されることから、次年度におきましては、改めて設置の必要性や設置個所を検討する等、整備可能性について検討するものでございます。13ページをお願いいたします。土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業でございます。こちらは、土浦港に隣接する川口二丁目の市有地に、民間活力による賑わいの創出を図るために、今年度につきましては、次の補正予算の繰り越しの中で説明いたしますが、第一段階としまして、民間事業者による誘客・集客施設等の整備の可能性について、調査を行いました。第二段階としまして、その調査結果を元に、再度、興味を示している事業者のヒアリングを継続しつつ、公募要項の調整に入りたいと考えております。次年度におきましては、用地測量を実施したいということでございます。説明については以上でございます。

○坂本建築指導課長 14ページをお願いいたします。新規事業でございます。ブロック塀等安全対策事業でございます。目的は、避難路や通学路等に面する危険なブロック塀等の撤去を促進することで、災害に強く、安心なまちづくりを目指すものでございます。概要でございますが、避難路や通学路等に面するブロック塀の解体工事を実施する場合の費用の一部を補助するものでございます。2年度は7件分70万円の計上でございます。令和6年までの期間で災害時の被害軽減に寄与してまいりたいと考えております。説明については以上でございます。

○草間道路課長 15ページをお願いいたします。橋梁耐震対策事業及び橋梁長寿命化修繕事業でございます。この事業は継続事業でございます。目的としましては、橋梁の耐震性を向上させることで、災害時における避難路や緊急輸送路等を確保するとともに、市が定める長寿命化修繕計画に基づきまして、計画的かつ予防的な修繕を行うことで、道路の安全性を確保するものでございます。事業概要でございますが、これまで耐震補強につきましては、緊急輸送路やJR常磐線等、34橋のうち、18橋の落橋防止等を施工しております。また、長寿命化修繕事業は、今年度、240橋を対象とした長寿命化修繕計画を見直したところでございまして、これまで、18橋の修繕工事を施工しております。新年度の事業内容としましては、板谷六丁目地内の国道6号バイパスに架かる国道6号10号橋外1橋の耐震補強及び長寿命化詳細設計や、土浦二中の東側、国体道路に架かる東真鍋1号橋の落橋防止工事の他、板谷一丁目地内の国道6号バイパスに架かる国道6号9号橋他1橋の耐震補強及び長寿命化工事を進めていく予定でございます。この他、小松ヶ丘町から富士崎二丁目地内に架かる常磐線3号橋、通称2番橋の架け替え工事に先立ちました作業ヤードや概略と造成工事についても進めていく予定でございます。今後につきましても、今後5年間に緊急輸送路等に架かる27橋の耐震化と46橋の長寿命化を計画的に実施することで、予算の平準化と維持管理費用の削減を行いながら、将来に渡り道路の安全と信頼性を確保していくものでございます。続きまして、16ページをお願いします。道路新設改良事業でございます。こちら継続事業でございま

す。この事業は、狭隘な生活道路の拡幅改良や舗装及び交通安全施設等を計画的に実施するものでございます。事業の概要としまして、現在までの整備状況でございますが、市道の延長約1,528kmに対しまして、約730kmが改良済みでございます。改良率としましては、47.87%となっております。新年度の整備予定でございますが、地元からお預かりしております整備要望の中から29路線、延長2,870mの道路改良工事と改良工事に先だって実施する測量調査及び実施設計を含めた10路線、延長としまして2,988mを進めていくものでございます。公有財産の購入及び物件移転補償並びに鑑定・登記料は、拡幅用地の取得等に要する費用でございます。今後につきましても、生活道路の整備を計画的に進めることにより、日常生活の利便性向上と地域環境の改善を図り、歩行者と自転車の安全と緊急車両の通行を確保してまいります。道路課は、以上でございます。

○和田下水道課長 下水道課でございます。同じく、17ページをお願いします。都市下水路整備事業及び小規模排水路整備事業でございます。この事業は、都市下水路や小規模排水路の整備により、大雨による道路冠水等を解消するとともに、生活環境の改善を図るものでございます。事業の概要としまして、1つ目の都市下水路整備につきましましては、現在、西根竹の入及び荒川沖都市下水路の整備を継続しており、平成22年度から実施しております西根竹の入都市下水路の整備につきましましては、現在、防衛省からの特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、年次計画により整備を進めております。2つ目の小規模排水路整備事業は、都市下水路の整備と同じく、浸水対策の一環として、地元からの整備要望等に対応しており、平成29年度からは田中三丁目地内の排水路工事を実施しております。続きまして18ページをお願いします。公共下水道（污水）整備事業でございます。この事業は、水洗化による生活環境の向上と霞ヶ浦や河川等の水質保全を図るための事業でございますが、平成30年度末の本市の人口普及率は88.1%と、全国及び県内の平均と比較して高い普及率でございます。新年度につきましましては、上大津地区や右靱地区等、未整備地区の継続整備の他、令和元年度から3ヶ年計画により着手しました東筑波新治工業団地内の污水ポンプ場の新設整備を継続してまいります。続きまして19ページをお願いします。公共下水道雨水排水路整備事業でございます。事業目的としましては、大雨の際の家屋浸水や道路冠水の解消を図るものでございます。事業概要につきましましては、現在、2つの雨水幹線を継続整備しているところでございますが、1つ目の木田余1号雨水幹線の整備につきましましては、JR常磐線の横断工事が平成29年度に完了し、現在は常磐線から木田余ポンプ場までの未整備区間を整備しております。2つ目の神立菅谷雨水幹線の整備でございますが、こちらの路線につきましましては、現在、JR東日本との施工協定により、常磐線横断工事を実施しているところでございます。また、新年度につきましても、常磐線横断工事の他、菅谷地区に整備中の雨水調整池等の工事を継続してまいります。下水道課は、以上でございます。

○浅岡公園街路課長 20ページをお願いいたします。荒川沖木田余線（I期）整備事

業でございます。本事業は流域下水道事務所前の真鍋神林線交差点から、国道354号線までの全長1,300mを、現在の3車線から4車線に拡幅整備を行うものでございます。本年度は用地取得の完了した180mにつきまして、地盤改良工事を進めております。現在の用地買収の進捗状況でございますが、面積ベースで90.2%。人数ベースで、52人に対しまして48人で92.3%の買収状況となっております。令和2年度は500mの地盤改良工事等を予定しております。説明については以上でございます。

○黒須水道課長 同じく資料の21ページをお願いいたします。配水管施設整備事業及び老朽管更新事業でございます。継続事業でございます。配水管施設整備事業につきましては、未給水地域への整備や井戸の飲料不適等の要望箇所、水質向上・適正水圧の確保のためのループ化、災害等、非常時のための相互連絡管の整備を引き続き行ってまいります。令和2年度につきましては、実施設計延長約2.9km、工事6路線延長約2.2kmの施設整備を実施する予定でございます。次に、老朽管更新事業でございますが、これまで通り漏水や濁り水の発生する恐れのある路線を優先し、順次更新してまいります。令和2年度につきましては、実施設計延長約4.9km、工事13路線延長約7.1kmの更新を実施する予定でございます。2年度は、新規に、6号国道牛久土浦バイパス工事に伴います配水管切り回し工事を行います。また、現在の土浦市水道事業基本計画が令和2年度で目標年度を迎えることから、令和3年度からの15年間の計画でございます第二次水道事業基本計画を、令和元年度と2年度の二か年で策定してまいります。説明は以上でございます。

○勝田委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○平石委員 8ページ、土浦北インターチェンジの件、エリアはどれぐらいを想定しているのか。

○佐々木都市計画課長 インターから半径3km以内のエリアです。

○平石委員 旧道の125号も入るんでしょうか。

○佐々木都市計画課長 3kmですので、その辺も入ります。

○平石委員 13ページ、土浦港周辺の整備ですが、このエリアにラクスマリーナも入っていると思うが、ラクスマリーナは、今後、どのようになるんでしょうか。

○佐々木都市計画課長 ラクスマリーナも入っているということで、ラクスマリーナの機能は継続するようにして欲しいという形で、調査の方は進めさせていただきました。

○平石委員 ラクスマリーナも残って民間事業者は入るというイメージですか。

○佐々木都市計画課長 民間事業者の意向もありますが、ラクスマリーナの機能は残してくれということです。

○柳澤委員 ラクスマリーナの所で、夏にキャンプをやってきた。あれは、あくまでも市の施設だから自由が効いたんです。資金が無いと言え、それに合わせて、向こうも貸してくれたし、カヌーを貸せって言ったら、全部貸してくれたし、運ぶ車両が無いって言ったら、トラックを貸してくれるし、いろんな意味でサポートする人、

手伝いに来てくれたりとか。これから、もっともっと、あの施設は、いろんな形で市民にね、開放をしていくべきであって、それを民間事業者に、一括して渡してしまっただけは、それ、機能は残せて言ったって、民間ではね、そんなこと、できないんだよね。だからね、ラクスマリーナは独立して考えるべきなんだよ。そうしないと、折角の土浦市の宝物が、市民のために有効に機能しなくなっちゃうよ。民間事業者の儲けのために機能するかもしれないけど、それと市民の利便性というのは、全く別の世界。ですから、この計画を進めるにあたっては、その辺、きちんと線引きをして、やって行って欲しい。ラクスマリーナの施設、そのものは、非常に老朽化しちゃって、クラブハウスもプレハブだしね、どうしたってマリーナというイメージからはほど遠い。その部分は、市の方が、独自にね、整備をしていくべきだと思う。今後、民間に委託しようとしているのは、プロパストの跡地だと思うんだけど、この機能と、うまくね、連携できるような、そういう使い方をすべきであって、ラクスマリーナの本体は、全体は、市が手放してはいけないというふうに思います。

○佐々木都市計画課長 調査をする中では、高校生が練習をしているとか、話しをしました。全てが有償ではないという話をさせていただいた上で、ここに来れないかという話をしている状況です。

○柳澤委員 基本的な部分で、ラクスマリーナを切り離して考えて欲しいと言ってるの。民間事業者が、どういう構想を持っているのか、わからないけど、マリーナも一緒にやった方が、民間事業者としては、商売になるという発想なのかもしれないけど、しかし、その辺を、きちんとしておかないと、何のために市が、これ幾らだっけ、12億2千500万だっけ、半分ぐらいに値切って買ってもらったんだけどね。何のために、あの時期に、無理をして買ったのかと、市民に還元するために買ったはずなんだよね。ここから金なんか、そうしようと、考えて欲しくない。民間事業者はね、入り口をね、今のままじゃ、しょうがないから、民間で、何か作ってくれというのは、それはいい話。しかし、基本的な部分で、ラクスマリーナと、それは切り離して考えるべき。そうしないと、後でね、市民からね、たぶんクレームが来ると思う。今のところは、市民の方はね、不特定多数は、行かない、行けないんだよね。敷居が高い部分があるのよ、あそこは。個人の財産がいっぱいあるでしょう。ヨットなんか。そういうこともあるので、これから市民全体に開放していくべきなんだよね。そのために無理をして買った訳だから。民間の金もうけのために買った訳じゃない。その辺、ちょっとね、スタートの部分から、もう一回ね、調整をして欲しい。その上で、民間の企業を誘致してもらった方が良いと思う。これ、意見です。

○寺内委員 私も代表質問でやったつもりなんだけど、官民一体の開発をやってくれて言ったよね。例えば、民間がやったら、そこにある10億円の基礎を取らなきゃならない訳だよ、杭を。ところが行政がやれば、それはやらなくても言い訳だよ。例えば、上のところだけカットして、その土地を使うってことができるんだけど、民間がやった時には、基礎、全部、取らなきゃならない訳だよ。そのため、代表質問で、官民一体でやってくれて言ったつもりなの。今の説明では、民間にや

らせるっていう説明なんだけど。それでは、1本1億の杭なんか、抜いていったら、誰も、あんな所、開発なんかやってくれないよ。そのために民間と行政が一緒になった開発をやっていってくださいよと。それじゃないと、民間に、ものすごく負担が掛かると思うから、私は、代表質問で、さらって言ったつもりなのよ。そういうことが分かっての説明じゃないね、今のは。

○塚本都市産業部長 元々、この5haは、りんりんポート土浦も含めて、民間企業も一緒にやることによって、相乗効果が得られるようなものはどういうものだろうということで、川口二丁目の基本計画を作りました。そういった中で、霞ヶ浦は土浦市の大きな資源であると。その窓口であるラクスマリーナというのは、残していくしかない。それで柳澤委員が懸念されているマリーナ、ある種、閉鎖されている部分、艇置の部分ですよ。船をオーナーから預かって、そこは、セキュリティー、きちりやらなければならない。しかしながら、市民に広く開放するという目的で買った土地であるから、自由に出入りできる部分もある。その辺、どうするんだということだと思んですが、それを民間に渡しちゃったら、難しくなるだろうと。市民が使うということは、それだけ、お金が入ってこない部分。旨味が無い部分だろうと。そこを、どう担保するんだっていうことだと思んですが、それは、まず、今、こういう状況の中で、民間さんが出るような旨味がありますかと、どういう状況なら出ますかと、さらにマンションの予定があったので、こういう大きな杭がありますよと。そういう状況の中で、出るような考えはありますかというのを、まず、調べているんです。そのために、民間さんだったら、どういう条件だったら出ますかとか、以前は、何もない条件だったら、話しにも乗ってくれない状況だったんですが、そういうことで、こちらの条件の事も説明して、民間さんで興味があるような事、ありますかというような、まずは、向こうからの条件を、今、整理しているところです。さらに、今後、市として、ここを生かしていくのに、民間で、どのようにやってもらうか、先ほども言われたように、ここは市民に広く開放するようなものやっていたかなきゃならない。さらに、中活に入っていますので、ある程度、賑わいを創出するような、交流人口が生まれるような施設じゃなきゃいけない。そういう条件をつけて、プロポーザルのような形になると思うんですけど、そういう中で募集をかけていくことになると思います。その審査の中で、ウエイトとして、広く市民が使えるものとか、そういうようなことを考えながら市の開発目的に合ったことを担保していければと、段階では考えています。

○寺内委員 今の部長の説明は、大体、分かったよ。やはり、これは役所主導でやっていかなかったら、その負の遺産っていうのが、民間に背負ってもらうようになっては、たぶん、そんなに費用が掛かったら出てこないと思うんだよ。だから、そうじゃなくて、民間と行政が一体となった開発を行っていくんだという旗印でやってもらわないと、民間は入ってこれないと思うよ。そういうことを念頭においてやってくださいよ。それから一般地帯土地改良事業、手野の谷原地区って、どこ。

○室町農林水産課長 手野の石田地区の脇です。

- 柳澤委員 9ページの亀城モール、快適な歩行空間の確保と潤いのある都市空間の形成を図ると説明があるんですが、形が見えてきた。当初は植栽もなかったんだよね。それでお願いをして植えてもらった。春と秋、季節の良い時は良いんだけど、夏場、厚い時に日影がないでしょう。大金をかけて作ってもらう、一種の公園だよ。この植栽だけでは、大した日影にならないし、その辺、何とは言わないが、日影を考えて欲しい。
- 勝田委員長 北インターチェンジの土地利用促進事業なんですけど、3km以内だと、市街化と調整区域があると思う。両方、対象なんですか。
- 佐々木都市計画課長 今、考えているのは調整の部分です。
- 勝田委員長 調整のまま、許可が下りるというものだけなんですか。
- 佐々木都市計画課長 市で計画をつくった場合、工場も立つようになるので、その辺も視野に入れながら進めていければということです。
- 勝田委員長 今は一般財源だけの予算だけですが、特定財源も入ってくるんですか。
- 佐々木都市計画課長 北インターチェンジについては、一般財源だけになります。スマートインターチェンジについては、選定を受ければ国費も受けられるようになります。
- 勝田委員長 他にございますか。
(「なし」という声あり。)
- 勝田委員長 質問もないようですので、次にイ。令和元年度土浦市一般会計補正予算案について、順次説明をお願いいたします。
- 皆藤商工観光課長 別添資料2の1ページをお願いいたします。自治金融制度利子補給金でございます。1,330万円の減額補正をお願いするものでございます。理由としましては、あっせん件数、また、あっせん金の減少に伴いまして、自治金融制度の減少をお願いするものでございます。説明は以上でございます。
- 室町農林水産課長 2ページをお願いいたします。始めに歳入でございます。歳入の補正の主な理由としましては、事業実績によります補助金及び交付金額の確定によるものでございますが、このページの表の4段目と5段目、興農関係融資貸付金元利収入につきましては、優良種苗導入貸付金の申し込みがなかったことによる補正減でございます。3ページをお願いいたします。歳出でございますが、歳入同様に、補正の理由としましては、事業費の確定によるものでございます。4ページをお願いいたします。4ページも同様でございます。次、5ページの表の3段目、農業施設復旧事業台風15号関連については、昨年の台風15号により被害を受けた農業者を対象とする農協系統の農業共済資金利子補給としまして、利用者の負担軽減のために利子助成を行うもので、申込み3件分の給付金です。利子助成の内容としては、県及び市が、それぞれ0.25%を助成するものでございます。6ページをお願いいたします。こちらが台風19号関連の利子助成、3件分でございます。7ページをお願いいたします。繰越明許事業となります。5款1項8目農地費、一般地帯土地改良事業です。繰越の理由としては、説明の欄にございますとおり、木田余地区

農道整備において、レンコンの最盛期において、工事を中止して欲しいという要望がございまして、そのため、工事着手が遅れまして、工事の年度内完了が困難になったものでございます。8ページをお願いします。8ページが工事名となりまして、9ページが工事箇所の位置図でございます。私からの説明は以上となります。

○佐々木都市計画課長 10ページをお願いいたします。地域公共交通確保維持改善事業の補正でございます。こちらは現在、県におきまして複数市町村をまたぐ赤字のバス路線に対し、補助しているところですが、その中で平均乗車密度が5人未満の路線につきましては、関係市町村が2分の1を負担するようになっており、今年度の負担金が確定いたしましたことから増額するものでございます。続きまして、その下のまちづくりファンド事業でございますが、こちらは中心市街地の活性化や景観形成等の他、地域の活性化や魅力向上に資する市民提案型事業につきましては、市で助成をおこなっているものでございます。予算につきましては、市や市民から寄付1億と、民間都市開発推進機構の5千万円を、平成27年度から、10年間で活用する計画として、毎年度1,500万円予算化しているところでございます。本年度は、これまでに、何件か相談はありましたが、申請には至っていないということから減額したいというものでございます。その下の亀城モール整備事業でございますが、第2期分につきましては、残り地権者1名となっております。土地を譲っていただくことには了承をいただいておりますので、現在、移転先を見つけているところでして、今年度、契約及び工事に着手するという段階ではないので、減額補正をするものでございます。11ページ、繰越明許事業案でございます。亀城モール整備事業、現在、取り壊し作業を進めているところであり、作業完了後に支払う公有財産購入費等を繰り越しをいたしたいというものでございます。その下、土浦港周辺交流拠点民間事業者誘導事業でございますが、16社に意向調査を実施しました。その結果、4事業者が興味を示している状況でございます。その4社に対し、ヒアリングの費用を繰り越して対応したいというものでございます。説明は以上であります。

○坂本建築指導課長 14ページをお願いいたします。建築指導事業でございます。これは昭和56年以前の既存建築物に対する耐震診断並びに耐震診断を行ったものに対して、計画の作成及び工事を実施したものに対しまして、申請件数の数が少なかったことから減額するものでございます。指導課は以上です。

○草間道路課長 15ページをお願いいたします。一般会計、歳入の補正でございます。一つ目の道路ストック修繕事業につきましては、舗装の打ち替え等、既存ストックの修繕に要する経費に対しまして、国の防災・安全社会資本整備総合交付金の対象となるものですが、要望額に対しまして、交付額が減少したことによる減額補正でございます。2つ目の地籍調査事業でございますが、事業費に対しまして、国県からの交付金が一括交付されるものですが、交付額が減少したことに伴います減額補正でございます。歳入につきましては、16ページをお願いします。一般会計の歳出補正でございます。一つ目の道路橋梁管理事業でございますが、1目道路橋

梁総務費の13節委託料の道路台帳加除補正の委託でございます。繰越等に伴います作業路線数の減少の他、入札差金が発生したことによる減額補正でございます。続きまして、2つ目の急傾斜地崩壊対策事業でございますが、1目道路橋梁総務費の19節負担金補助及び交付金でございます。現在、県が進めております木田余地区の急傾斜対策工事につきまして、県の事業費が当初より減額して確定したことによる受益市町村負担金を減額するものでございます。続きまして、道路ストック修繕事業でございますが、2目道路維持費の15節工事請負費につきましては、国の交付金が減額となりましたことから、残事業費を考慮しまして、減額するものでございます。17ページをお願いします。繰越明許事業でございます。一つ目の地籍調査事業につきましては、公図の修正に伴います修正委託でございます。法務局や地権者との調整に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったものでございます。次の道路ストック修繕事業は、舗装打ち替え工事でございます。施工箇所隣接事業者との施工時期の調整に不測の日数を要したことから、年度内に工事を発注することが困難となったものでございます。3つ目、橋梁耐震対策事業につきまして、耐震補強の設計委託1件と工事2件、4つ目の橋梁長寿命化修繕事業につきましては、詳細委託2件と工事2件でございます。」いずれも、国道6号の管理者他、関係機関との調整に不測の日数を要したことにより、年度内に工事を発注することが困難となったものでございます。5つ目、橋梁定期点検事業につきましては、委託先の茨城県建設技術公社との調整に期間を要したことによりまして、年度内に完了することが困難となったものでございます。6つ目、道路新設改良事業でございます。測量調査や設計委託の4件は、関係機関や地元との調整に期間を要したものでございます。また、改良工事、用地補償、9件と補償5件につきましては、用地や補償交渉に日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったものでございます。7つ目、バリアフリー特定事業につきましては、JRの工事委託と市の工事でございます。JR水戸支社との工事内容の調整に日数を要したことから、いずれも、年度内の完成が困難となったものでございます。件名ごとの詳細につきましては、18ページから24ページに一覧表がございます。また、25ページから50ページが工事などの位置図でございますので、よろしく願いいたします。道路課は、以上でございます。

○櫻井住宅営繕課長 51ページをお願いいたします。まず、一段目の公営住宅敷地返還事業でございます。こちらは、都和一丁目地内にございます常名第三住宅の敷地返還の工事でございます。敷地内の電柱が撤去できないとのことで、遅れが生じたために繰り越しを行うものでございます。二段目の公営住宅敷地返還事業でございますが、竹の入第二住宅の道路用地取得でございます。買収の契約が年度末になるということから、工事の完了が次年度以降に見込まれるため、繰り越しを行うものでございます。以上でございます。

○和田下水道課長 下水道課でございます。同じく、別添資料52ページをお願いします。繰越明許事業案でございます。下水道課につきましては、都市下水路整備事業

及び小規模排水路整備事業における繰り越しをお願いするものでございます。1 目目の都市下水路整備事業につきましては、荒川沖都市下水路の蓋掛け工事でございますが、施工方法等について、地元や荒川沖小学校との協議に時間を要したため、工事請負費 1 件と工事に伴う支障物の移転等、補償補填及び賠償金について繰り越しをお願いするものでございます。2 目目の小規模排水路整備事業は、小松一丁目地内の排水路整備でございますが、流末の整備にあたり隣接地権者との境界確定等に時間を要しましたことから、工事請負費 1 件と、同じく補償補填及び賠償金の繰り越しをお願いするものでございます。なお、53 ページに都市下水路整備事業の繰越事業一覧、54 ページが施工箇所の位置図でございます。また、小規模排水路整備事業につきましては、55 ページに繰越事業一覧と、56 ページが施工箇所の位置図でございます。下水道課は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○**浅岡公園街路課長** 57 ページをお願いします。5 事業について補正をお願いするものでございます。2 目都市施設管理費につきましては、荒川沖駅東口公衆トイレ改修工事実施設計におきまして、市住宅営繕課におきまして、設計を実施したための減額でございます。また、土浦駅西口エスカレーター改修工事を実施した入札差金による補正減でございます。5 目常名虫掛線街路事業費につきましては、事業費確定に伴います補正減でございます。58 ページをお願いします。8 目田村沖宿線延伸道路整備事業費につきましても、事業費確定に伴います補正減でございます。9 目荒川沖木田余線整備事業費につきましても、事業費の確定に伴います補正減でございます。10 目木田余神立線街路事業につきましても、事業費の確定に伴う補正減でございます。59 ページをお願いいたします。次に繰越明許事業案について説明させていただきます。4 事業について、繰り越しをお願いするものでございます。常名虫掛線街路事業につきましては、交差する市道の一部区間におきまして、事故の復旧により工事着手ができなかった工事請負費 1 件の繰り越しをお願いするものでございます。神立停車場線街路事業でございます。支障物件の移転補償において、電柱移設に伴う協議が難航し、不測の日数を要したことから、委託 2 件、工事請負費 3 件、計 5 件の繰り越しをお願いするものでございます。荒川沖木田余線Ⅰ期整備事業です。用地買収及び用地交渉において、価格の問題等により、不測の日数を要したため、工事請負費で 2 件、補償補填及び賠償金で 1 件、計 3 件の繰り越しをお願いするものです。荒川沖木田余線Ⅱ期整備事業でございます。隣接する茨城県事業との計画調整及び関係機関との協議に不測の日数を要したため、委託料 2 件の繰り越しをお願いするものでございます。60 ページから 63 ページが繰越調書となっております。64 ページから 67 ページが位置図となっております。説明は以上でございます。

○**勝田委員長** ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○**柳澤委員** 58 ページの荒川沖木田余線整備事業費、補正前が 2 億 1,900 万円ね。補正予算が 1 億 300 万円。補正後の予算が 1 億 1,500 万円ってことは、単純に入札を掛けたら、こんなに値段が落ちちゃったっていう話なの。じゃないんだろ

う。

○浅岡公園街路課長 国の方の交付金を、当初、2億1,600万としまして、最終的に、交付額の方が9,300万。9,300万円の配分ということで、配分率の減について、補正減をお願いしたいということです。

○柳澤委員 入札じゃないのね。

○浅岡公園街路課長 はい。

○内田委員 それと同じことかと思うが、前のページ、1億3,700万が、補正減が7,000万円。これも、そういう理由なの。

○浅岡公園街路課長 はい。こちらも同じように配分率の関係でございます。

○勝田委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり。)

○勝田委員長 質問もないようですので、次にウ。令和元年度土浦市下水道事業特別会計補正予算案について説明をお願いいたします。

○和田下水道課長 下水道課でございます。別添資料3の令和元年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第4回)案につきまして説明いたします。1ページをお願いいたします。繰越明許事業案でございます。下水道事業特別会計につきまして、6事業の繰越をお願いするものでございます。1つ目の公共下水道維持管理事業は、港町三丁目地内の污水管渠補強工事1件でございますが、初回の入札に参加者がなく、参加条件等を変更した再入札の準備に時間を要したものでございます。2つ目のポンプ場電気・機械設備オーバーホール事業は、亀城ポンプ場の流入ゲートと港ポンプ場の2号ポンプの点検整備として、工事請負費の1件をお願いするものですが、更新機械の特性等を考慮した機種を選定等に時間を要したものでございます。3つ目の広域化・共同化事業の委託費1件につきましては、国が進めております污水处理の再編計画に伴うもので、農業集落排水を公共下水道施設へ取り込んだ場合の維持管理等の効果を検証する業務でございますが、県等の関係機関との調整に時間を要したものでございます。4つ目の公共下水道(污水)整備事業につきましては、設計委託等2件、工事請負費が4件及び工事に伴う支障物の移設等の補償費用としての1件でございますが、事業の実施に伴いました国や県等、関係機関との協議・調整に時間を要したものでございます。5つ目の公共下水道雨水排水整備事業は、現在、木田余地内で施工中の雨水幹線及び神立中央から菅谷町地内におけるJR常磐線横断や調整池等の整備でございますが、設計等の委託2件、調整池の工事等4件及び雨水函渠埋設のための拡張用地の買収が1件並びに工事に伴う支障物の移設補償等1件ございまして、工事施工に伴う関係機関及び地元地権者との調整に時間を要したことから繰越をお願いするものでございます。続きまして裏面の2ページをお願いいたします。6つ目の流域下水道事業でございますが、この事業は県の施設でございます霞ヶ浦浄化センターの改築等に要する建設負担金を納付するものでございますが、処理場における水処理施設等の耐震化や長寿命化工事につきまして、年度内完了が困難なことに伴い、負担金につきまして、繰越をお願いするものでござ

います。なお、3から27ページにつきましては、繰越事業の一覧及び施工位置図等の資料が添付してございますので、よろしく申し上げます。下水道課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○**勝田委員長** ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○**勝田委員長** 質問もないようですので、次にエ. 土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正案について説明をお願いいたします。

○**草間道路課長** 別添資料4をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の改正は、道路の構造一般的な技術基準を定めている政令の道路構造令の改正に伴うものでございます。改正のポイントは2つございます。条例の改正の要点をご覧ください。1つ目が、自転車通行帯の新設でございます。道路交通法には、自転車通行帯というものが規定されておりますが、道路構造令には規定がなかったことから、新たに自転車通行帯を規定するとともに、設置要件を定めるものでございます。ポイントの2つ目が、自転車道の設置要件でございます。道路そのものの設定速度が60km以上であるものは、自転車道を設置するよう定めるものでございます。これら自転車通行帯、自転車道の設置要件につきましては、いずれも自動車や自転車の交通量の多い道路と定められております。その他としまして、合わせて所要の改正を行うものでございます。2ページをお願いいたします。改正概要をご覧ください。左の挿絵が自転車通行帯に関するものでございまして、右の写真は自転車道に関するものでございます。次の3から4ページが改正する本文でございます。続く5から11ページが条例の新旧対照表でございます。恐れ入りますが7ページをお願いいたします。第8条の2が、今回、新たに規定をしました自転車通行帯に関する条文でございます。8ページをお願いいたします。第9条、こちらが設計速度60km以上の自転車道の設置要件としたものでございます。なお、改正条例の施行につきましては、公布の日からとなります。説明の方は以上でございます。

○**勝田委員長** ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○**平石委員** 設計速度60km以上の道路、具体的に、どういうことか教えてください。

○**草間道路課長** 自動車と自転車の速度差が大きい道路は、交通事故の被害が大きくなることから、分離するよう国から通達が来ております。

○**平石委員** 新設する荒木田とかも該当するのか。

○**草間道路課長** 新たに計画する道路は、こちらの道路構造令並びに市の条例が適用になってまいります。

○**平石委員** 地中まで共用されている木田余神立線とか沖宿線とか、途中までの路線は。

○**草間道路課長** 木田余神立線につきましては、設計速度が60km以上ではございません。自転車道の設置は義務付けされておられません。

○**内田委員** 時速60km以上の道路って、どこ。

○**草間道路課長** 土浦市道に限定すると、駅の東側の荒川沖木田余線と田村沖宿線の延伸道路の設計速度が60kmになっています。道路構造令にいう設計速度と道路交通

法で規制をかけている制限速度とでは異なりますので。

○内田委員 これは道路構造令の60km。

○草間道路課長 はい。

○内田委員 道路交通法の60kmではないと理解していいんだね。

○草間道路課長 その通りでございます。

○勝田委員長 ピアタウンから上に登っていくは国体道路の橋の部分、あそこに自転車通行帯を設ける予定はないんですか。

○草間道路課長 路肩が狭く自転車通行帯を設けるとするのは、物理的に無理な状況です。

○勝田委員長 その他、ございますか。

(「なし」という声あり。)

○勝田委員長 質問もないようですので、次にオ. 土浦市営住宅条例の一部改正案について説明をお願いいたします。

○櫻井住宅営繕課長 別添資料5をお願いいたします。1ページをお願いします。この改正は、民法の一部改正により市営住宅条例を改正するものでございます。すでに12月議会の事前委員会におきまして、概要を説明させていただいたところでございます。その中で、4点ほど、大きな改正がございまして、まず、1点目は、個人連帯保証人の極度額、それから2点目が、連帯保証人が見つからない場合の法人保証、期間保証でございます。3点目が、連帯保証人の免除、4点目が、税滞納者への配慮ということで、説明をさせていただいているところです。その中で、まず、税滞納者への配慮ということで、市税を滞納している者であっても、完納が見込める者と市長が認めた場合と、条文に説明を入れております。それから連帯保証人の見つからない場合の法人保証につきましては、条例中の条文に、法人の保証、保証を行う法人、保証法人による期間保証の規定を追加しております。また、個人の連帯保証の極度額につきましては、市の規則で定める極度額を限度とした規定を、条文に追加しております。それから個人の連帯保証人の金額につきましては、連帯保証人の免除については、規則で定めておりますが、12月議会の事前委員会で説明している通り、極度額は、当初家賃の12ヶ月分と、それから連帯保証人の免除は、生活保護者、DV被害者を予定しており、それと別添資料9でも説明をさせていただきますが、市営常名第三住宅を条例上から削除させていただいております。これは造成工事を行って、地権者へ返還するものが、改正の主な部分です。また、施行日につきましては、令和2年4月1日を予定しております。2から13ページが条例改正の新旧対照表となっておりますので、ご審議、よろしくをお願いいたします。

○勝田委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○寺内委員 期間保証って、どれぐらいの費用が掛かるの。

○櫻井住宅営繕課長 期間保証の会社、県内で2社あります。最近まで土浦市内にあったんですが、つくばに移転されております。そちらと話を進めているんですが、2年で約2万5千円ということです。ですので月にしますと千円ちょっとという形で

す。一括納付で2年間保証をする形です。

○寺内委員 保証人がいない方に、それを利用してもらうことで進めているのかな。

○櫻井住宅営繕課長 そういう報告で進めさせていただいているのが現状です。

○寺内委員 では、訴訟をする時は、会社を相手にやるんだね。保証料を取っているんだから。

○櫻井住宅営繕課長 その辺、まだ、係内でもまとまっていません。

○寺内委員 じゃあ、要望にしていくから、課内で、うまくまとめてください。

○柳澤委員 期間保証の会社にお願ひすれば、連帯保証人は要らないってことなんでしょう。

○櫻井住宅営繕課長 はい。

○柳澤委員 未納になったら、保証会社が保証するんじゃないの、一般的には。

○櫻井住宅営繕課長 期間保証の方では、集金を行うという形です。毎月の集金を。それを市の方に納金するという形です。納金がない場合は、市の方に連絡が入って、3ヶ月以上滞納した場合は、条例上、明け渡しの方向になります。

○柳澤委員 期間保証の会社、私が思うに、信用保証みたいな業務を行う会社かなと、単純に思っていたんですがね。通常の家賃の納付、どういう方法が多いんですか。

○櫻井住宅営繕課長 通常は口座振替です。あるいは窓口を持ってきていただいでが一般的です。

○柳澤委員 何で一般的な支払いができないの。何で千円も払って、保証もしない期間保証会社に、集金をしてもらわなければならないのかな。単純に、そう思うんだけど。連帯保証人って、連帯して家賃を納めるっていうのが保証でしょう。

○櫻井住宅営繕課長 滞納分を保証するという部分もあるんですが、今、詳しくまとまっていないのは、市の方は、連帯保証人の部分を12ヶ月と、見てる訳なんですけど、期間保証の場合は、2ヶ月程度とか、滞納家賃、そういうところがあって、折衝が、まだ、きちんとできていないものですから、議員に、お答えができないでいます。明け渡しで、残置物の撤去もやっていただけるという話にもなっているんですが、まだ、私の方は、この条例を設定した後に、業者の方と、新たに協定パターンを作らざるを得ないものですから、ここで一般的な話はできるんですが、こうなりますってことが・・・。

○柳澤委員 この期間保証、以前は土浦にあったという説明だった。今はつくば。その会社、そのものは、ある程度、実績のある会社なんじゃないかね。

○櫻井住宅営繕課長 はい。

○柳澤委員 であれば、そういう会社、自治体ごとに対応をあまり変えないと思う。月千円ぐらいなんだから。その期間保証会社のパンフレット、手元があれば見せてくれないかな。

○櫻井住宅営繕課長 基本的に、今まで民間の住宅にだけやってきているので・・・。

○岡田建設部長 パンフレットを出せばいいでしょう。

○櫻井住宅営繕課長 はい、わかりました。

- 柳澤委員 後で見せてください。
- 櫻井住宅営繕課長 はい。
- 勝田委員長 資料は全員にお配りください。あるんでしょう。
- 櫻井住宅営繕課長 はい。あります。2社ありますので、両方とも、次回に。
- 勝田委員長 私も聞きたかったんですが、代位弁償は一度するんでしょう。
- 櫻井住宅営繕課長 はい。
- 柳澤委員 あとは期間と金額の問題だな。
(「初めから、資料、出しちゃえばいいのに」という声あり。)
- 内田委員 これ、顧問弁護士には相談してるんだろう。
- 櫻井住宅営繕課長 しています。
- 内田委員 してれば良いです。
- 勝田委員長 じゃあ、後で、お願いします。他に質問ありますか。
(「なし」という声あり。)
- 勝田委員長 質問もないようですので・・・。
- 内田委員 委員長、忘れちゃうから、前の事で質問していいかな。
- 勝田委員長 どうぞ。
- 内田委員 ブロック塀の問題、ありましたね。ブロック以外に石とか、大谷石とか。
そういうのは、対象にならないの。
- 坂本建築指導課長 基本的にはブロックだけです。大谷石とかは入りますが。
- 内田委員 大谷石は入るのね。
- 坂本建築指導課長 入ります。
- 内田委員 基本的に塀であれば対象だと。
- 坂本建築指導課長 はい。
- 内田委員 わかりました。
- 勝田委員長 それでは、次にカ. 市道路線の認定及び廃止案について説明をお願いいたします。
- 草間道路課長 別添資料6をお願いいたします。1ページをお願いします。市道の認定につきましては、神立314号線、並木二丁目16号線、真鍋三丁目17号線、西根二丁目8号及び9号線の5路線でございます。また、市道の廃止につきましては、新治北232号線の1路線でございます。2ページから順次説明いたします。市道認定路線の概要でございますが、神立314号線は、第二学校給食センターの西側に位置します中神立地内に、一誠商事(株)による開発面積、約8,440㎡、35区画の宅地分譲地内に、幅員が6.0m、延長262.99mの市道を認定するものでございます。両側に側溝が敷設され、舗装も完了しております。並木二丁目16号線は、都和保育所の南側に位置します並木二丁目地内に、(株)アーネストワンによる開発面積、約1,160㎡、6区画の宅地分譲地内に、幅員が6.00から10.00m、延長29.76m市道を認定するものでございます。両側に側溝が敷設され、舗装も完了しております。真鍋三丁目17号線は、市民会館の北西に位置

します真鍋三丁目地内に、茨城グランディハウス(株)による開発面積、約3,930㎡、18区画の宅地分譲地内に、幅員が6.0m、延長63.90mの市道を認定するものでございます。両側に側溝が敷設され、舗装も完了しております。西根南二丁目8号線につきましては、市営竹の入第二住宅の木造戸建て部分にあります舗装道路で、今般、住宅の取り壊しに伴いまして、市営住宅敷地を返還するにあたり、すでに地元住民の生活道路になっている当該舗装道路部分を、住宅営繕課からの依頼により、幅員5.00m、延長97.06mの市道として認定するものでございます。西根南二丁目9号線は、市営竹の入第二住宅の南東側に位置します西根南二丁目地内に、ケアイスター不動産(株)による開発面積、約2,600㎡、7区画の宅地分譲地内に、幅員が幅員6.00から14.55m、延長55.00mの市道を認定するものでございます。両側に側溝が敷設され、舗装も完了しております。続きまして9ページをお願いします。市道廃止路線の概要でございます。新治北232号線は、延長9.54m、幅員2.70から2.90mの行き止まりの市路でございますが、隣接土地所有者が、払い下げを希望しております。現地を確認したところ、道路としての機能、実体が全く無く、払い下げに支障がないと判断しまして、市道の認定を廃止するものでございます。場所については11ページをお願いします。本郷のコミュニティセンターの東側となります。以上でございます。

○勝田委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○内田委員 西根南二丁目9号線、幅員が幅員6.00から14.55m。その前の並木二丁目16号線は、幅員が6.00から10.00m。これ、行き止まりの回転部分のことなのかな。

○草間道路課長 その通りです。

○内田委員 14.55mと10.00mとあるが、なぜ違うの。

○草間道路課長 回転広場の形によるものです。

○勝田委員長 他に質問ありますか。

(「なし」という声あり。)

○勝田委員長 質問もないようですので、次にキ。専決処分の報告について説明をお願いいたします。

○草間道路課長 別添資料7をお願いいたします。道路管理瑕疵における和解でございます。1ページをお願いします。事故の発生日時と場所につきましては、令和元年9月13日の午後4時ごろ、2ページに添付いたしました二中公民館の南側、常磐線の脇に位置します木田余1148番1地先で発生しました物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の車両が、市道木田余156号線を土浦駅方面に走行していた際、市道上より張り出した草木が車両の左側側面を擦ってしまい、破損したものでございます。和解の概要としましては、土浦市が相手方に対し損害額7万7,000円の内、過失割合の50%にあたります3万8,500円を支払うことにより和解したものでございます。なお、3ページの上にあります写真が、現場の写真でございますが、張り出していた草木につきましては、直ちに草刈りを行

ったところでございます。説明は、以上でございます。

○勝田委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○勝田委員長 質問もないようですので、次にク．訴えの提起について説明をお願いします。

○櫻井住宅営繕課長 別添資料8でございます。1ページをお願いいたします。訴えの提起、3件、ございます。2ページをお開きください。訴訟対象者につきまして、上から順に説明をさせていただきます。1番目の方につきましては、市営霞ヶ岡第二住宅の住んでいる方で、明け渡し及び滞納家賃の納付でございます。訴訟者の方には、電話による納付指導及び保証人への連絡、記載住所への訪問を行いましたけど、家賃の納付が見込めないため、高額滞納者として、訴えをお願いするものがございます。2番・3番目の方につきましては、3ページに位置図がございますけど、そちら、点線で囲んだ、色をつけた住宅を所有している方が、訴訟の対象者でございます。2番・3番目の方の物件は、令和元年第4回の委員会で訴えを行った物件と同様で、土浦市霞ヶ岡2214番4他3筆の地面の上にある木造平屋建ての住宅を、昭和36年から38年頃に、市が譲渡したものでございます。敷地の方は、土浦市と他2名からの借地でございます。2番目の方は、賃貸借契約をしたにも関わらず、2ページの表にございます件数16、この件数というのは、年に2回払うことになってますので、8年分の賃借料の滞りと、それから更新契約をしないですすね、5年ほど、ございますので、それとですすね、記載の住所に住民票はございますが、居所不明となっております。また、3番目の方は、すでに亡くなっているため、相続人となる方が対象となりますが、こちら、件数が10回ですすね、5年分の賃借料の滞りと、更新契約をしない分の5年分がございませう。双方とも悪意又は有過失の20年にならないように、今回、敷地賃借料の納付及び敷地の返還を求める訴えを行うものがございます。さらに、双方とも、一般的な訴えではないため、弁護士を予定したいと思っております。合わせまして、今回の訴えは、令和元年第4回の訴え同様にですすね、勝訴した場合にですすね、強制執行を行うにあたりましては、市の公金を使ってですすね、こちらの住宅の方を、解体したいと考えているんですが、審議の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○勝田委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○柳澤委員 説明が、いまいち、理解できていない。2番と3番は市営住宅の家賃滞納ということなんでしょう。旧霞ヶ岡・・・。

○櫻井住宅営繕課長 こちらは市営住宅ではなくて、市が住宅を売り払ってしまったものですから、個人の住宅になってしまいます。敷地の方を貸しているという状態です。

○柳澤委員 土地が市のものなの。

○櫻井住宅営繕課長 はい。

○柳澤委員 建物だけ払い下げて、敷地は払い下げしなかったと。

- 櫻井住宅営繕課長 はい。
- 柳澤委員 それは、根本的に間違っているな。
- 寺内委員 売っちゃったもの。ここまできちやったものだから。
- 柳澤委員 根本的に払い下げが間違っていて、そうか、地代を返せってことか。払えって話か。
- 櫻井住宅営繕課長 はい。
- 柳澤委員 建物は、相当、古いの、これ。
- 櫻井住宅営繕課長 築年が、昭和34年、38年頃に建てたものですから、かなり古い・・・。
- 柳澤委員 そうすると廃屋に近くて、代執行を掛けても金が取れないってことだな。
- 櫻井住宅営繕課長 取れないんですが、実塚大池のようにならないようにしなくてはならないということと、もしも相続人が現れて、そこを占有しているという訴えがされた時は、土浦市だけの土地ばかりでなく、個人の土地も、この部分にありますので、その土地を譲るという形になってしまいますので、公金を使って、勝訴した際には、持ち出しになりますが、取れないんですが、公金を使わせていただければなど考えております。
- 柳澤委員 それはやむを得ないと思うんだけど、この地図の・・・さんの両側に、家、あるね。この人たちも市有地なの。
- 櫻井住宅営繕課長 この土地については、払い下げは行っていません。
- 柳澤委員 この点線内は、市の土地。
- 櫻井住宅営繕課長 土浦市だけではなくて、他2名の方の所有地もございます。
- 柳澤委員 こういうケース、他にもあるの。ここだけですか。
- 櫻井住宅営繕課長 今は、ここ1件という状況です。もう1ヶ所、あるんですが、そこは、建物だけが残っていたんですが、もう解体しまして、きれいにしまして、返還することになっておりますので。
- 柳澤委員 今後、こういう問題、ここしかないということで、もう出ないんだろうけど、いっそ、全部、払い下げをしてしまえば。そうすると解体費用、出るんじゃない。
- 櫻井住宅営繕課長 民間から借り入れてる土地が入り組んでまして・・・。
- 柳澤委員 難しいのか。
- 櫻井住宅営繕課長 はい。土地交換とかをして返さないと、非常に難しいような・・・。
- 寺内委員 入り組んでいるんだろうな。
- 櫻井住宅営繕課長 この中を区画整理しなければならないような・・・。
- 柳澤委員 そんなに込み入ってるの。
- 櫻井住宅営繕課長 はい。
- 柳澤委員 坪4～5万、掛かるだろうからね。その費用を捻出するための、どうせ、今まで、なかったと思っていた土地だから、売っちゃえばいいんだ。うまく、ここを整理して。

- 櫻井住宅営繕課長 考えたんですが、交換の方が難しくて。
- 内田委員 本会議中の委員会で、公図、出してください。わからないよ、何の話しをしてるのか。そういうものを出さないと、わからないじゃん。それともう1つ、1番の・・・さん、どういうことか、わからないんだけど。
- 櫻井住宅営繕課長 この方は家賃の滞納でして・・・。
- 内田委員 どの家賃なんだい。
- 櫻井住宅営繕課長 霞ヶ岡第二住宅にお住いの方です。
- 内田委員 住所が牛久つてあるからよ。飛び出しちゃったのか。
- 櫻井住宅営繕課長 はい。
- 内田委員 追い出されちゃって、家賃を払わないで牛久に住んでるという意味なの。
- 櫻井住宅営繕課長 滞納家賃が溜まったものですから、夜逃げをしちゃったような状況なんです。それで、そちらまで追いかけていきまして、払ってという話もしたんですが、住んでいるんだか住んでいないんだか、わからないような状況でして。鍵がかかった状態なので、私ども、中に入ることができないので、訴えを起こしましてという形です。
- 勝田委員長 さっき、柳澤委員から払い下げしたらどうだという話がありまして、難しいんだと。これは、何軒か、今、立っていますけど、個別にすると建築確認が取れない状況なんですか。
- 櫻井住宅営繕課長 地図の真ん中に道路があるようになってはいますが、公図にはありません。確認申請、一軒ずつ取るのは難しいと思います。
- 勝田委員長 他に質問ありますか。
(「なし」という声あり。)
- 勝田委員長 質問もないようですので、次に(2)報告事項に移ります。ア.入札案件について農林水産課から順次説明願います。
- 草間道路課長 同じく、別添資料9の入札案件につきまして、説明いたします。道路課の入札案件は7件でございます。1ページをお願いします。神立駅東口歩行者専用道路新設工事でございます。工事箇所につきましては、JRの神立駅東口から白鳥通りに向かう線路わきの土地でございます。工事概要でございますが、延長220m区間におきまして幅員9.0mから14.0mの用地内で、歩行者専用道路及び自転車道等を整備するものでございます。一部事務組合から依頼され、道路課が工事を行うものでございます。2ページをお願いします。市道烏山119号線改良工事でございます。工事箇所につきましては、烏山四丁目の一番南側、阿見町との行政界に位置します住宅地内の生活道路でございます。工事概要でございますが、延長87m区間におきまして、現況幅員約4.0mの官地幅を活用して施工するもので、道路側溝を敷設し舗装整備するものでございます。続きまして、3ページをお願いします。市道小松三丁目7号線改良工事でございます。工事場所につきましては、千鳥が丘町児童公民館の北側に位置します千鳥が丘町地内の生活道路でございます。工事概要につきましては、延長65m区間におきまして、現況幅員約2.

0 mの道路を用地の付け替えにより計画幅員4.0 mに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。4ページをお願いします。市道真鍋21号線改良工事でございます。工事箇所につきましては、赤池の南西側に位置します真鍋4丁目地内の生活道路でございます。工事概要につきましては、延長100 m区間におきまして、現況幅員約1.8メートルの道路を計画幅員4.0 mに拡幅改良するものでございます。道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。続きまして、5ページをお願いします。市道白鳥1号線改良工事でございます。工事箇所につきましては、白鳥新町の団地の東側に位置します白鳥町地内の生活路線でございます。工事概要につきましては、延長200 m区間におきまして、現況幅員約3.6 mの道路を計画幅員4.0 mに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。続きまして、6ページをお願いします。市道小山田3・23号線改良工事でございます。工事箇所につきましては、小山田一丁目地先の常磐自動車の北側で、つくば市との行政界に位置する生活道路でございます。工事概要につきましては、延長222 m区間におきまして、現況幅員約3.6 mの道路を計画幅員5 mに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。続きまして、7ページをお願いします。土浦市殿里地内地籍修正測量業務委託でございます。委託場所につきましては、土浦合同庁舎の南東側に位置します殿里地内の現況山林の区域でございます。当区域の国土調査は、昭和48年度に一筆調査を実施しまして、昭和51年度に成果が法務局に反映されたところですが、今般、地権者からの相談により、登記簿謄本と公図に食い違いがあることや登記簿謄本の地番や地籍にも誤りがあることが判明したため、法務局と打ち合わせをした結果、国土調査の修正により、手続きを行うよう指示があったため、境界確認や測量等、登記に必要な地籍図の作成を行うものでございます。道路課は、以上7件でございます。

○櫻井住宅営繕課長 8ページをお願いします。市営常名第三住宅敷地返還工事でございます。斜線で塗られている部分が、市営常名第三住宅でございます。面積の方が1,500 m²ございまして、こちらの方、借地をしていましたので、地権者に返還する工事でございます。工事としましては、中に管理用道路とか、そういうものがございますので、それから樹木等の伐根等がございます。そういうものを直しまして、返還するものでございます。住宅営繕課からは以上でございます。

○和田下水道課長 水道課でございます。同じく、9ページをお願いします。神立菅谷雨水幹線（調整池）整備工事の3工区でございます。この工事は、現在、調整池築造に伴う掘削と残土搬出を継続しており、本年度は、先に発注の第1工区と第2工区について完了しております。この度の発注内容につきましては1,320 m³の土砂を掘削し、搬出处分する工事でございます。続きまして10ページをお願いします。港町三丁目地内、污水管きよ補強工事でございます。この工事は、港町三丁目地内に埋設されております126 m区間の污水管渠につきまして、劣化箇所を補強する工事でございますが、昨年12月20日の入札案件により、一度、開札したもので

ございますが、同じ時期に近郊の市町村において、同種の工事が多数発注されており、応札者がなかったことから、入札条件等を変更し、再度、発注する工事でございます。下水道課は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○**勝田委員長** ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○**勝田委員長** 質問もないようですので、次に(3)その他に移ります。アの工事発注状況報告については、各自、資料に目を通していただくということで、説明は省略といたします。次にイ、地籍調査に係る訴訟の終結について説明願います。

○**草間道路課長** 別添資料11をお願いいたします。1ページをお願いいたします。本件については、11月の事前委員会におきまして、経過を報告いたしましたものです。この訴訟は昭和55年に実施しました下高津地内の国土調査におきまして、違法行為による地目変更があったと、国と土浦市を相手取り、昨年度、東京地裁に提訴されたものでございます。5番の欄にありますが口頭弁論が行われ、6番にありますように7月19日に、原告の請求を棄却する言い渡しがありました。しかしながら、原告は、この第一審判決を不服とし、東京高等裁判所に7月31日付けで控訴したものでございます。10月30日に口頭弁論があり、市としましては、控訴に理由がないということで棄却されるべきと主張をしてきたところです。1月15日になりますが、東京高等裁判所におきまして、控訴を棄却するという言い渡しがありました。その後、最高裁判所への上告が無かったことから2月1日付けで高等裁判所の判決が確定したものでございます。説明につきましては以上となります。

○**勝田委員長** ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○**勝田委員長** それでは次にウ、県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の統合案について及び水道用水の需要における責任取引水量の見直しに係る要望について説明願います。

○**黒須水道課長** 別添資料12をお願いいたします。県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の統合案について及び水道用水の需要における責任取引水量の見直しに係る要望について、ご報告申し上げます。本市の契約水量との協定により定めた責任引取水量から、他市に融通した水量を除いたものが現在の契約水量となっておりますが、この契約水量と、実際の1日最大給水量との差について、今回、市長が直接知事に土浦市の現状を説明し、見直し要望を行ったものでございます。今回の要望に先だちまして、県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の統合案が示されていたことから、さらなる契約水量の見直しを県の計画等に反映することを強く要望しました。2ページが統合案でございます。3ページが要望書でございます。

○**勝田委員長** ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○**勝田委員長** 質問もないようですので、執行部の方からその他、何かありますか。

- 皆藤商工観光課長 土浦市全国花火大会事故対策会議の報告及び土浦桜まつり2020の開催について、別紙をご覧ください。
- 草間道路課長 土浦港について、別紙をご覧ください。
- 勝田委員長 その他、何かございますか。
(「なし」という声あり。)
- 勝田委員長 それでは、これで産業建設委員会を閉会します。